

観光客等一時滞在者への情報伝達体制

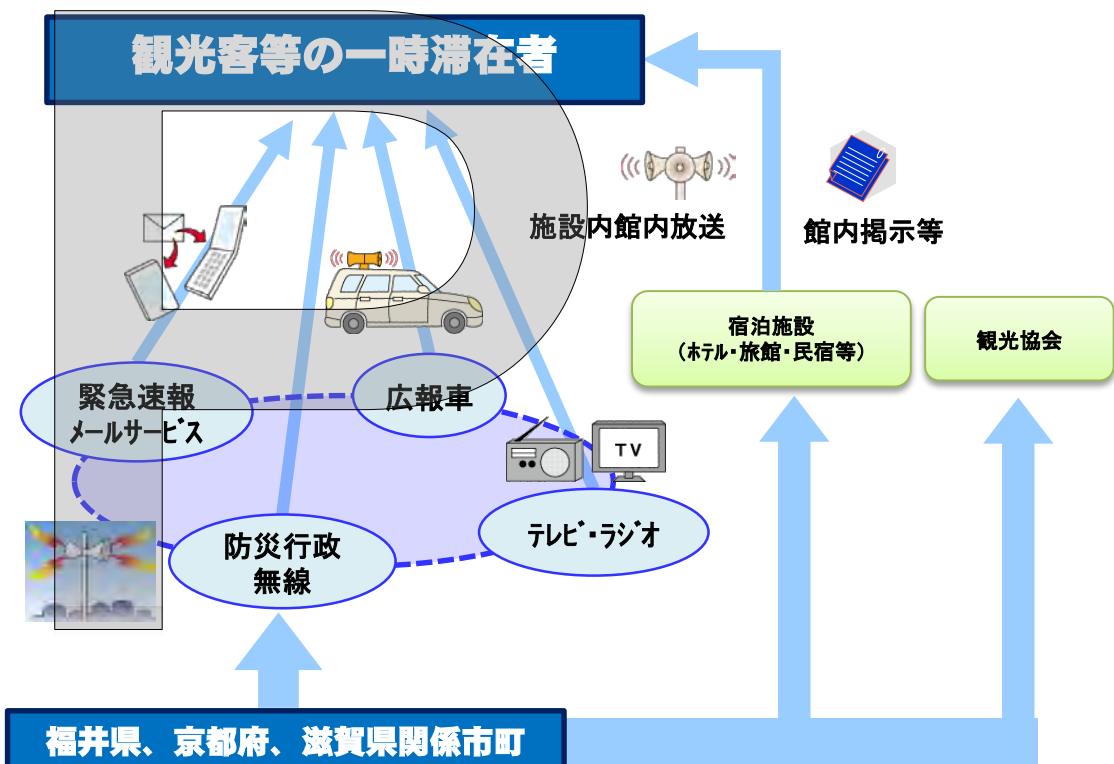
- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 福井県、京都府、滋賀県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、観光協会や宿泊施設に対し連絡を行い、観光客等の一時滞在者に情報を伝達。

【具体的な取り組み】

受信メール

2015/10/21 午前9:03
避難指示
(〇〇市・町)からのお知らせです。大飯発電所から30km圏内にいる観光客等一時滞在者の皆さんは、各役場の指示に従い避難してください。その他の住民の皆様は、不要な外出を避け、今後の情報に注意してください。現在、放射性物質の外部への漏えい情報はありません。落ち着いて行動してください。
(〇〇市・町)

緊急速報メールサービス(イメージ)



【各府県の対応】

【福井県の対応】

福井県においては、円滑な住民避難に向け、住民等が避難を開始する前の警戒事態の段階で、対象地域(UPZ内)から退避するよう広報を行う。

【京都の対応】

【滋賀県の対応】

滋賀県においては、円滑な住民避難に向け、住民等が避難を開始する前の警戒事態の段階で、対象地域(UPZ内)から帰宅するよう広報を行う。

※また発電所の異常に起因しないEAL(地震等)では行わないとする。

国の広報体制

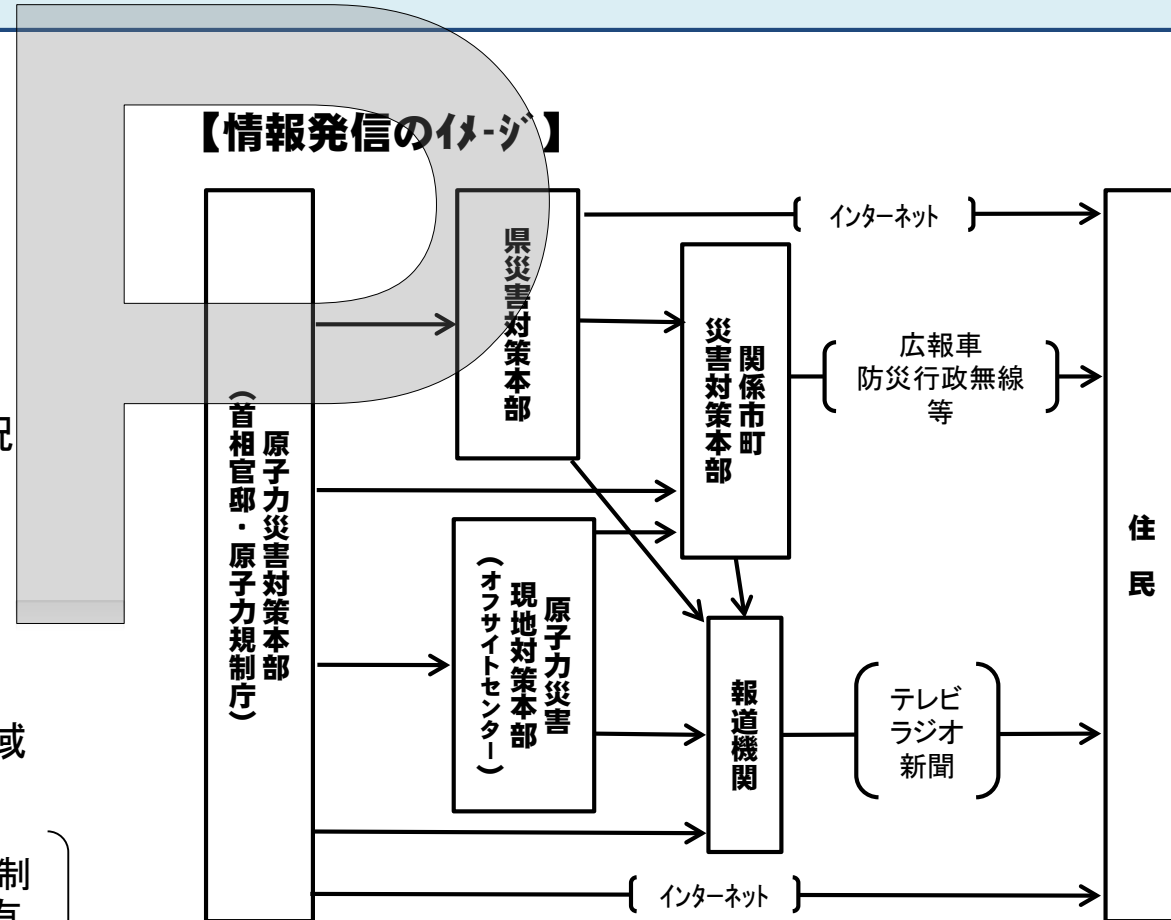
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

【情報発信のイメージ】



国、関係府県及び関係町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の間合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの間合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

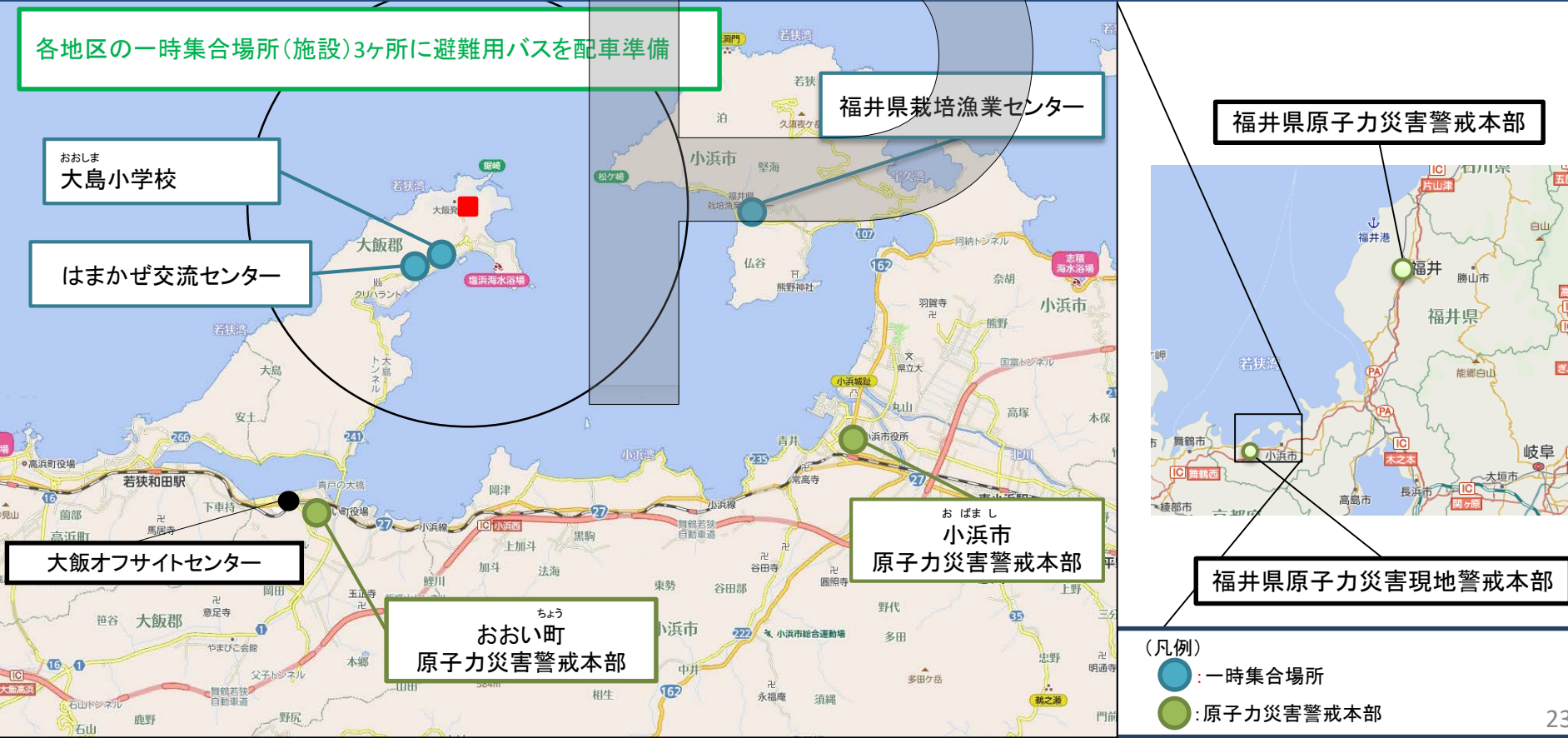
1. PAZ内小・中学校、保育所の児童等について保護者への引き渡しを実施するとともに、保護者へ引き渡しができない児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近隣の屋内退避施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

福井県、おおい町・小浜市における警戒事態の初動対応

ちよう お ばまし

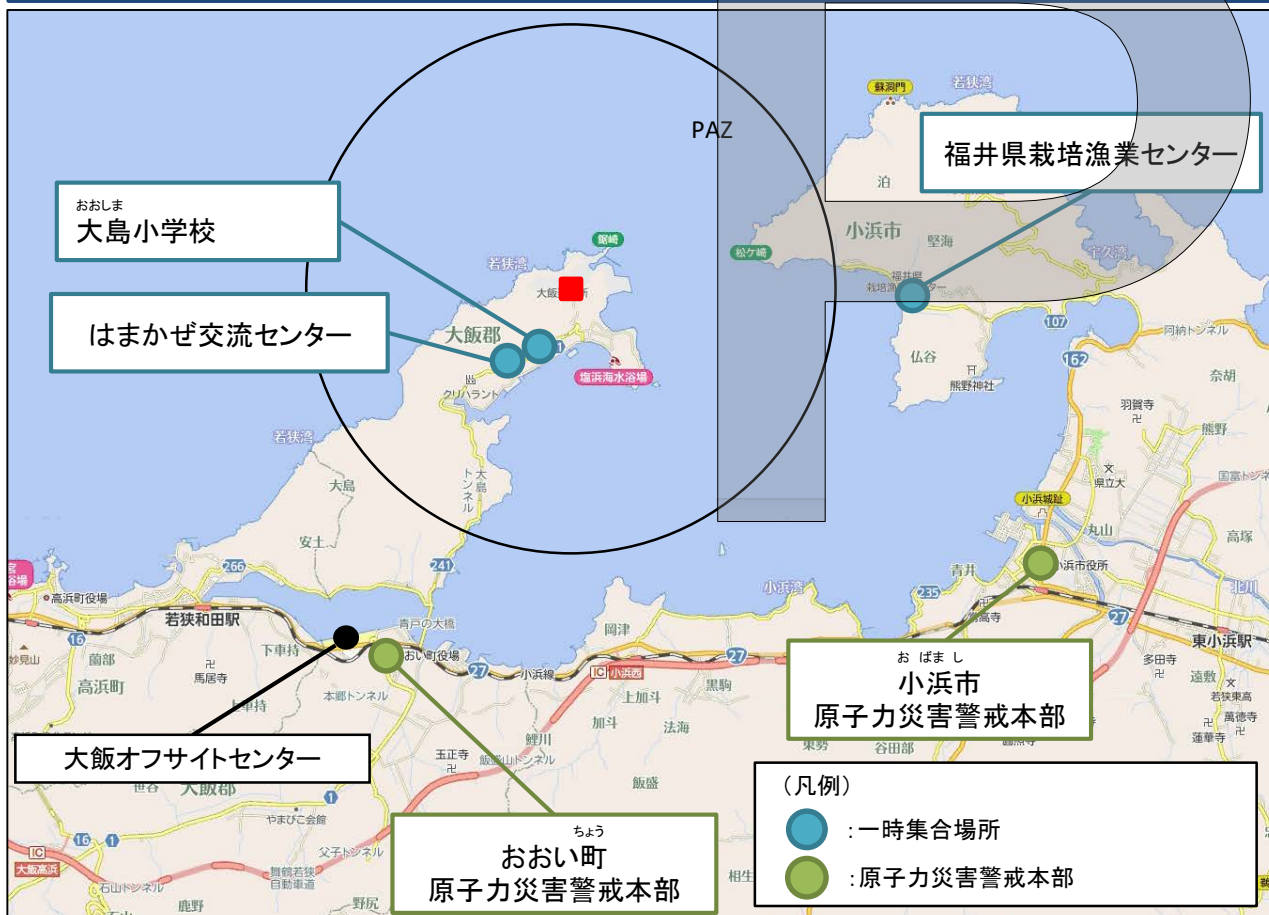
- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、大飯原子力防災センターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。
- おおい町、小浜市は、警戒事態が発生した段階で市町の全職員を参集し、町役場、市役所に警戒本部、大飯原子力防災センターに警戒連絡室を設置。PAZ内の住民が避難のため集合する施設として、3ヶ所の一時集合施設を(おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所)開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の避難行動要支援者への避難準備広報を行う。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県、おおい町、小浜市の要請に備え、バスの配車準備を開始。おおい町、小浜市は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。

各地区の一時集合場所(施設)3ヶ所に避難用バスを配車準備



ちやう お ばまし
おおい町及び小浜市における警戒事態の住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる2地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等によりおおい町及び小浜市警戒本部と情報を共有。各市町警戒本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び、広報車等で伝達。
- 小学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町警戒本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



(凡例)

- : 一時集合場所
- : 原子力災害警戒本部

- 防災行政無線やケーブルテレビ放送等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市町内全戸に設置
- 小学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町警戒本部が実施

- おおい町・及び小浜市警戒本部・一時集合施設間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等

PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の^{おおしま}大島小学校の児童(48人)及び^{おおしま}大島保育所の幼児(59人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は^{おおしま}おおい町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
^{おおしま} 大島小学校	48	12	60
^{おおしま} 大島保育所	59	20	79
合計	107	32	139

※児童等の人数については、平成27年5月1日現在。

警戒事態

避難準備

児童等の
引き渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引き渡しが出来なかった児童等と職員が共にバスで指定先施設に避難。

避難の準備

全面緊急事態

避難先施設

- 敦賀市立栗野中学校(県内避難)
- 兵庫県川西市内小学校(県外避難)

※保護者への引き渡しが出来なかった児童等は、避難先で保護者に引き渡し

避難の開始

おぼまし

- おおい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者78人全ての者について、避難先は決定済みであり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。

支援者が同行することで避難可能な者

55人(支援者55人)

(おおい町 42人(支援者42人)
 小浜市 13人(支援者13人))

在宅の避難行動要支援者

計 78人(支援者78人)

(おおい町60人(支援者60人)
 小浜市18人(支援者18人))

徒歩等

一時集合施設

バス

支援者の車両、県が確保した福祉車両等で移動

福祉避難所

敦賀市福祉総合センター
 「あいあいプラザ」



避難により健康リスクが高まる者

23人(支援者23人)

(おおい町18人(支援者18人)
 小浜市 5人(支援者 5人))

支援者の車両又は福祉車両で移動

輸送等の避難準備完了後、避難を実施

屋内退避施設

はまかぜ交流センター、大島小学校、
 福井県栽培漁業センター、3施設